

Gazzetta ufficiale)。

同法に先立つ 2005 年の 230 法は大幅に見直され、多くの点で変更がなされている。

まず、文科省が「大学・研究評価独立機構」を通じて、大学の自治や教育の方向と内容を示し、国際基準を考慮しながら質の基準に応じた各大学の成果を検証して評価し、各大学の人員の配置などを承認することが、最初に明確化された。これは、前述のように大学の質保証の動向を文科省の主導の下にさらに進展させるためのものである。

これに応じて、すでに設置されていた各大学の評価機関(nucleo di valutazione)が、各大学の教育の質と効果の検証と評価の役割を担い、各学科ごとに学生と教師の同数で構成される委員会を設置して、そこで教育の指標を作成することとなった。

これらは教育のみならず、教員の研究活動についても適用され、すべての教員は3年ごとにその教育・研究・運営活動の全体的報告をおこなわねばならないと定められている。これは、2004年の311法によって義務づけられた「3ヶ年計画」に応じるものである(Rossi, p.162)。この「計画」は、各大学が教育の質と効果の改善のために毎年6月30日までに、必要な教育課程の数や研究計画だけでなく、教職員の人材の必要性についても提示することになっている。文科省に報告された「計画」は、「大学・研究評価独立機構」によって評価される。

この「3ヶ年計画」は、おそらく1988年にフランスで導入された「中期契約」の考え方の影響を受けたものと思われる。実際、フランスの大学改革は、ジェルミーニ改革に大きな影響を与えている。既に述べた、「アピリタチオーネ」の導入もまたフランスの影響とみることができるし、過渡的な施策ではあるにしても、研究員を *prof. aggregato* と位置づける改革もまたそうである。

これらの改革と並んで、240法による大きな改革点の一つは、「学部 *facolta'*」組織の解消という問題である。これは、従来学部が持ってきた教育と学科が持ってきた研究の機能を「学科 *dipartimento*」に統合して、組織的には各「学科」を学生数に応じて35人から40人の教員数に再編し、これらの「学科」の集合体である組織の名称を新設するというものである。

これに基づき、現在、各大学では組織の再編に向けて議論がなされている。ボローニャ大学とフィレンツェ大学では、「学部」名称をやめて「スクール」という英語名称の導入が3月中旬までは検討されていたが、同時期にローマ大学(サピエンツァ)が100程度の「学科」を12ほどに統合して、「学部」名称そのものは残す方針であることが伝わり、現時点ではボローニャもフィレンツェも再検討に入っているようである。

しかし、名称はともかくも、「学科」組織自体の再編計画は、比較的規模の小さい「学科」を統合して新たな「学科」を創設するような方向で改革が進められている。と同時に、同法によっ

て規定された近隣の大学間での小規模「学科」の統合や、組織的な連携(federalismo)も模索されている。

このようなジェルミーニ改革の組織面の問題点は、「学科」組織再編によってその自治権が拡大されるという利点もある一方で、国家予算の削減に合わせて、課程数や講義数、さらには教員数が削減される方向に対する反対も根強い。また、学生数に合わせた教員数の配置が考慮されるようになったため、次第に増加の傾向を見せている定員制を導入した場合には、逆に教員数によって学生数が決定されるという固定化も憂慮されている。

教員の資格や任用面の問題については、統一的な「アビリタチオーネ」の導入が、従来の「適格者」と大差ないという批判もあるが、フランスやドイツに合わせた国際的な資格導入という意味では、大きな進歩であると考えられる。また、その導入が各大学のコンコルソにおける権限を残しながらおこなわれたことは、各大学の自治権の保証の観点からも有意義であった。しかし、統一的な国家資格導入の主目的の一つであった地方主義の解消が、この改革によって進展するのかどうか、大学コンコルソの審査員における正教授偏重を考慮すると、依然として疑問が残る。

さらに、かねてより問題となってきた研究員の処遇の問題についても、アグレガートの導入は過渡的なものと考えられ、研究員数の相対的な多さがそれによって解消されるのは困難であろう。そもそも、教員職の最初の段階である常勤研究員への就任年齢の高さは、大学教員の的確な養成の観点から、研究員職のみならず職階構造を全体的に見直す必要があるように思われる。

従来、イタリアでは大学教員は専門的な大学教育の中で自然に養成されるものと考えられ、積極的な養成策が採られてこなかった。それが、EU 諸国やボローニャ・プロセス参加大学との連携などの必要から、フランスやドイツに習った養成策がようやく推進されるようになったのが現状である。予算削減などに対して批判の多いジェルミーニ改革ではあるが、その利点がどこまで生かされていくのか、今後の推移を見守る必要があるだろう。

おわりに

本稿は以下の文献資料を基にしているが、大学改革の現状に関しては、本年3月に現地でおこなった調査に基づいている。調査は現地における資料調査と、以下の大学等の高等教育機関における研究者との面談によっておこなった。トリノでは、アニエッリ研究財団のF.ピッコロ研究統括管理官、S.モリーナ主任研究員、トリノ大学東洋語科研究員G.コーチ、アルベルティーナ美術アカデミー学長M.アルベラの諸氏。ボローニャ大学では、中世学科長A.L.トロンベッティ教授、イタリア文学科V.ロードダ教授。フィレンツェ大学では、教育科学科F.カンビ教授と同D.サルシーニ教授。ローマでは、サピエンツァ大学の東洋学科長M.マストランジェロ教授、第3大学の教育科学科S.キストリーニ教授。本稿では、個別に氏名を明記していないが、これらの研究者のご教示やご意見に多くを負っている。

特に、下記の"*L'universita' italiana e L'europa*"の著者であるトロンベッティ教授には、これまでと同様に長時間にわたってご教示を頂いた。本稿はとりわけ多くを同教授とその著書に負っていることを特記して、感謝したい。

【参考文献・サイト】

- A. L. Trombetti e A. Stanchi, *L'universita' italiana e L'europa*, Rubbettino 2010
- A. Rossi, *Legislazione universitaria*, Simone 2010
- Fondazione G. Agnelli, *Rapporto sulla scuola in Italia 2010*, Laterza 2010
- A. Cammelli, La riforma degli ordinamenti didattici, in *IX Profilo dei laureati italiani*, AlmaLaurea, il Mulino 2008
- AA.VV. Il dibattito. Lo stato d'avanzamento della riforma in Italia, in *Ibid.*
- G. Gentile e S. Morettini, *L'ordinamento universitario*, IPSOA 2006
- G. Capano, *L'universita' in Italia*, il Mulino 2000
- G. Capano, *La politica universitaria*, il Mulino 1998
- M. Dei, *La scuola in Italia*, il Mulino 2000
- L'universita' in cifre*, MIUR 2009
- Annuario statistico italiano 2004, 2008*, <http://www.istat.it/catalogo>
- <http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier>
- <http://statistica.miur.it>
- <http://anvur.miur.it>
- 拙稿「教育の課題」、『地中海ヨーロッパ』朝倉世界地理講座7、朝倉書店 2010

第7章 メキシコにおける大学教授職の資格制度

齊藤 泰雄

(国立教育政策研究所)

1. メキシコの高等教育の概観

メキシコは、31の州と連邦特別区(メキシコ首都圏)からなる連邦制の共和国である。面積は日本の約5倍、ラテンアメリカではブラジルに続く第二位の1億4百万人を超える人口を持つ。1980年代の経済危機を経験した後に、1990年代以降は、NAFTAの発効(1994年)、OECD加盟(同年)等を契機に、経済の安定化、国家機構の構造調整に着手し、現在では、経済成長の著しい新興経済圏諸国の一つに数えられている。

多くのラテンアメリカ諸国と同様に、メキシコの高等教育は、スペイン植民地時代にまで遡る長い歴史を持つが、その発展、とりわけ、量的な普及はきわめて限定されたものであった。大学教育は、1970年ぐらいまで、人口層のきわめて少数の者を対象とした特権的性格の強いものであった。しかしながら、世界的な潮流とも一致するが、1970年代以降、高等教育は量的拡張に転じ、さらにはその制度的な多様化を推進してきた。今日では、メキシコの高等教育は、その量的普及、目的や機能を異にする多種多様な高等教育機関によって構成される制度的多様化という点できわめて大規模な重層的な構造を持つ高等教育システムを作り上げるにいたっている。

第1表は、1950年以降の高等教育の量的拡張の推移を示したものである。

表1 メキシコ高等教育機関の量的拡張の推移 (1950-1998年)

年	高等教育機関数	学生数(人)	在籍率 (%)
1950	39	29,892	1.3
1960	60	76,269	2.6
1970	109	251,054	6.2
1980	307	838,025	13.1
1990	776	1,252,000	15.9
1998	1,250	1,883,900	17.7
2005	1,892	2,538,256	21.8
2008	2,397	2,705,190	26.5

〈資料〉 各種の統計資料から筆者が作成

表1は、1950年以降のメキシコ高等教育の量的拡張の推移を示したものである。メキシコの高等教育の歴史はかなり長いが、量的拡張という視点から見ると、その発展は、20世紀半ばまでは、きわめて遅々としたものであった。1950年には、高等教育機関の数は全部で39校、全体で

も3万人に満たない学生数であった。1960年の時点でも、高等教育機関の数は60校、7万6千人であった。高等教育該当年齢とされる20～24歳の人口層の2.6%たらずである。1970年には、109校、学生数25万1千人、同在籍率6.2%であった。このころまで、高等教育はまだ選ばれた少数の者を対象としたエリート的な性格を留めていたといえる。この中でも、首都圏にある二つの国立大学、すなわち、メキシコ国立自治大学と国立ポリテクニコ大学が規模や名声において他の少数の高等教育機関を圧倒する存在であった。しかし、メキシコにおいても、70年代以降になると、高等教育は急速な拡張のプロセスに入る。各州では州立大学の設立や整備拡充が進められた。また、国立・州立の技術系の専門高等教育機関（*instituto tecnológico*）のネットワークが導入されはじめた。1980年までの10年間だけ機関数は三倍に増加し、学生数は25万人から84万人へと急増した。在籍率も13%を超え、当時のヨーロッパ諸国並に近づいている。この時期の量的拡張を支えた機関は、主として国公立の大学であった。特に首都圏にある二つの国立の機関への学生の集中が著しく、70年代後半に、メキシコ国立自治大学は学生数15万人、国立ポリテクニコ大学も7.7万人といずれも超マンモス大学となっていた(斉藤, 1992)。1980年に私立高等教育機関の在籍者は全体の13%ほどであり、きわめて小さい比率であった。

80年代に入ると様相は異なってくる。1982年以降、メキシコは深刻な経済危機に見舞われる。危機は教育財政の削減という形で高等教育に大きな影響をおよぼした。70年代の高等教育の急拡張は、政府からの積極的な財政支援によって実現された。一転して、1981年から1988年の間、高等教育向けの公的教育予算は、実質で25%削減されたと言われている。高等教育の量的拡張のスピードに歯止めがかかった。70年末には年平均増加率15%に到達していたものが、85年以降は、2.3%まで抑制される。しかしながら、80年代にも学生数は増加し総数では百万人を越えた。予算の削減の中での量的拡張の継続は、学生一人当たりのコストの低下をもたらした。また一方で、大学教員の給与は実質で40%ちかくも削減されたと言われており、これによる、教員の士気の低下、アルバイト等による多忙化、大学教職員組合による労働争議の激化等は、しばしば、大学に混乱を招いた。70年代の急膨張の中ですでに囁かれていた、公立高等教育機関の学問水準の低下、社会的威信の喪失、卒業生の就職難など危機的現象が公然と指摘されるようになる。エリート階層の中では、公立大学の混乱を嫌って、子弟を私立機関に入学させる者がしだいに増え、この時期、一部の名門私立大学は社会的威信を大きく向上させた。

90年代に入ると再び高等教育をめぐる環境に変化が生じてくる。メキシコ経済は回復基調に向かい、高等教育向けの財政支援は、90年代半ばにはほぼ経済危機以前の水準にまで回復する。量的拡張のペースも再び拍車がかかる。しかしながら、90年代に入って出現してきた高等教育政策は、もはや危機以前の高等教育政策——増大する国民の高等教育進学需要を後追いするような形

でやや放漫とも言える財政支援で無秩序に量的拡張に邁進する——を再現するものではなかった。高等教育の量的拡張と並んで、提供される教育の質の向上、高等教育のレリバンスの改善(社会・経済的要求への的確・迅速な対応をめざして教育と社会との連携の強化)、資金のより効率的な活用とアカウンタビリティを要求する大学運営の強化、各機関の改革努力や教育研究の実績をベースにした傾斜的な財政支援方式の導入などが高等教育政策の柱とされるようになる(Kent, 1993, p.79)。また、私立高等教育への公的財政支援を否定する政策に変化はないが、その存在と社会的役割をより積極的に評価し、設置や運営に関する規制を緩和する方向へと姿勢を転じている。

表2は、現在のメキシコの高等教育機関の類型とその数を示したものである。

表2 メキシコの高等教育機関の類型と構成 (2004-2005 年度)

機関類型	校数	学生数 (全体比率)
1. 国立(連邦政府立)大学 (universidad pública federal)	4	307,788 人(12.1%)
2. 州立大学 (universidad pública estatal)	46	785,917 人(31%)
3. 技術系専門高等教育機関(国立) 技術系専門高等教育機関(州立) (instituto tecnológico público)	104 107	325,081 人(12.8%)
4. ポリテクニコ大学 (州立) (universidad politécnica pública)	18	5,190 人(0.2%)
5. 多文化大学 (国立) (universidades interculturales)	4	1,281 人(0.05%)
6. 技術系短期大学 (州立) (universidades tecnológicas pública)	60	62,726 人(2.5%)
7. その他の公立大学等 (コレヒオ・メヒコ、国立人類学・歴史学校、 軍関係高等教育機関等)	94	124,609 人(4.9%)
8. 公立研究所 (centros públicos de investigación)	27	2,801 人(0.1%)
9. 私立大学・高等教育機関 (universidades y instituciones particulares)	995	776,555 人(30.6%)
10. 師範学校 (escuela normal superior)		146,308 人(5.8%)
公立	249	92,041
私立	184	54,267
合計	1,892 校	2,538,256 人

〈出典〉メキシコ教育省 統計資料

2004－2005 年現在、メキシコには、大学(universidad)、技術系専門高等教育機関(instituto tecnológico)、高等専門学校(escuela superior, instituto superior, colegio, centro universitario など)、師範学校(escuela normal)、それに最近出現した技術系短期大学(universidad tecnológica)など各種の高等教育機関、合計 1,892 校(公立 713 校、私立 1,179 校)が存在する。ちなみに、師範学校は、現在では、中等教育卒業後 4 年間の学士課程で行われており、名称は師範学校のままであるが、実質は教育大学と呼べるものである。50 校ある国公立大学のほとんどは、財政的には政府に全面的に依存するものの、法律により連邦政府へや各州政府から独自の法人格を付与され、管理運営面での自治権を有しており、メキシコ国立自治大学やメキシコ州立自治大学、ケレタロ自治大学のように大学名にも自治を冠している。これにたいして、技術系専門高等教育機関や師範学校は、連邦政府や州政府の直接的な管理下に置かれている。私立高等教育機関は、連邦政府、州政府、あるいは自治権を持つ公立大学から、提供する教育プログラムの公的認定を受けねばならない。総在籍者数は、約 254 万人、大学院生を除いて計算する在籍率は、高等教育の該当年齢とされる 19～23 歳の人口層のほぼ 21.7%にあたる(最新の 2008 年の統計では 26.5%)。機関の類型別に在籍学生の比率を見ると、公立全体で 67.3%、私立セクターは大学その他の高等教育を合わせて 32.7%である。女子学生の比率は全体で 50.9%である。

2. 大学教員の身分・地位

国立・州立高等教育機関の場合は、その大学教員は、それぞれ、基本的に連邦政府、各州政府の公務員としての身分を持つ。しかしながら、前述のように国立大学、そして大多数の州立大学においては、かつて政府当局と大学とがさまざまな理由から対立葛藤を繰り返した歴史的経緯の中から、公立大学に、政府の権限を分権化(descentralización)して、独自の法人格を付与して、大学執行部の選出、教育課程の編成、教職員人事、資産管理などで自治権を持つという体制が成立した。メキシコ国立大学は、1945 年の大学組織法の改正により、自治権を付与され、以後、正式に、メキシコ国立自治大学(Universidad Nacional Autónoma de México, UNAM)となった(斉藤, 1996a)。したがって、自治大学の教員の場合、独立法人と雇用契約を結び、その管理権限の中で管理される。各大学は、それぞれ独自に、教職員の身分や待遇、勤務条件を決定する権限を持つ。このため各大学には、独自の教員組合や職員組合が存在し、大学当局への要求提示や交渉を行う。同じ国立の高等教育機関でも、国立ポリテクニク大学(Instituto Politécnico Nacional)や国立教育大学(Universidad Pedagógica Nacional)は、正式には自治権を付与されておらず、教育省の所管に属し、その教職員も国家公務員としての身分となるが、教職員人事に関しては、ほぼ自治大学と同様な手続きが容認されている。

私立高等教育は、法制上は、民間企業の扱いであり、その被雇用者である教職員にも、民間企業労働者向けの労働法が適用される。私立高等教育機関の間では、教員の身分、待遇、勤務条件等に大きな相違がある。少数の伝統ある名門私立大学を除けば、多くの新設の私立高等教育機関は学生数も少なく運営基盤も不安定で、専任の教授は少なく、そのスタッフの多くを時間契約のパートタイム教授に依存している。

3. 大学教員の種類及び職務

2004・2005 年度に、メキシコの高等教育機関で働く教員の数とそのプロフィールは次のようなものである。メキシコ全体で高等教育機関の教員の数は 248,782 人である。このうち公立(国立、州立)機関に勤務する者は 154,205 人(62%)、私学セクターで 94,577 人(38%)である。勤務形態別にみるなら、専任、半専任、パートタイムの時間契約と三種に分類される。各カテゴリーの定義は、各機関によって若干の相違は見られるが、一般的には、専任(Tiempo Complete)は週 25 時間以上の勤務契約、半専任(Medio Tiempo)は週 15～24 時間の契約、時間契約(Por horas)は週 15 時間未満の勤務契約とされる。

表 3 は、大学教員の数とその勤務形態別の類型の変化の推移を示したものである。

表 3 大学教授職の数とその勤務形態の推移 (1960-1999 年)

年度	専任	半専任	時間契約	合計(人)
1970 年	2,339(8.8%)	1,378(5.2%)	22,762(86.0%)	26,485
1976 年	8,423(17.1%)	4,691(9.6%)	36,043(73.3%)	49,157
1980 年	12,645(17.1%)	5,798(7.8%)	55,431(75.0%)	73,874
1985 年	23,753(21.1%)	9,394(8.3%)	79,526(70.0%)	112,674
1990 年	32,266(25.0%)	11,440(8.9%)	85,386(66.1%)	129,092
1995 年	46,688(30.0%)	13,594(9.0%)	95,604(61.0%)	155,886
1999 年	56,657(29.4%)	17,044(8.9%)	118,705(61.7%)	192,406
2005 年	69,018(27.7%)	17,117(6.9%)	162,647(65.4%)	248,782

〈出典〉ANUIES (メキシコ大学・高等教育機関協会) 発表の統計資料

高等教育の量的拡張と歩調を合わせて、その教員の数も急増している。1970 年でも 2 万 6 千人ほどであった教員数は、1980 年には 7 万人を超え、さらに 90 年には約 13 万人に、さらに 99 年に 19 万人以上となり、2005 年にはその総数は 25 万人ちかくにまでなっている。しかしなが